

外国居住の年金受給権者様

「在留証明書」等の提出について

外国居住の年金受給権者及び加給年金額対象者並びに遺族年金受給者の方にお願いします。現況確認のために「現況届」とともに、下記書類を提出してください。期限までに提出されない場合は、年金の支払いが一時止まりますので、ご注意ください。

提出書類については、誕生月を含めて過去6か月以内に証明を受けたものが有効です。

また、外国に居住していた人が、日本国内に居住地を戻したとき及び外国で転居された際には、「年金受給権者異動報告書（外国居住者用）・住所変更報告書」の提出が必要となります。速やかにご連絡をお願いします。

記

1 提出書類

① 日本国籍の方

「在留証明書」（日本語訳） …日本大使館または総領事館発行のもの

② 外国籍の方・「在留証明書」の発行が居住国内で受けられない方

「住民登録証」（日本語訳）・公証書（日本語訳）等公的機関発行のもの

◎加給年金対象者、遺族認定者がいる方はその方の分も含みます。

上記、日本語訳が添付されていない場合及び提出期限までにご提出いただけない場合には、年金のお支払いを一時差止めることとなります。

2 現況届の送付時期

偶数月生まれの方 誕生月

奇数月生まれの方 誕生月の前月

3 提出先（下記の線の部分を切り取り、封筒に貼ってお送りください。）

AIR MAIL	JAPAN
TO : SECRETARIAT TO MUTUAL BENEFIT	
ASSOCIATION FOR TOKYO	
METROPOLITAN GOVERNMENT EMPLOYEES	
PENSION SECTION	
東京都職員共済組合事務局年金保険部年金課	
2-8-1 NISHISHINJUKU SHINJUKU-KU	
TOKYO 163-8001	JAPAN

<問い合わせ先>

東京都職員共済組合事務局 年金保険部年金課年金給付担当

TEL: 03-5320-7390